

基本理念 【第3条】

子育て支援・少子化対策は、主に次の4つのことを大事なこととして取り組む

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮する
- (2) 父母その他の保護者の方々が、子育てについて第一義的責任を有する
- (3) 県はじめ、市町村、県民、事業者や子育ての支援を行う方々が、適切な役割分担のもとに連携し、協力する
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重する

少子化対策は
未来への礎

本県の30年前と比べると…

- 出生数…30年で約半分
1978年 1万7千人→2008年 9千人
- 生涯未婚率※1
…男女とも「結婚しない人の割合」が上昇
男性 1975年 1.3%→2005年 14.9%
女性 1975年 3.1%→2005年 4.7%
※1：45～49歳と50～54歳の平均値
- 平均初婚年齢…男女とも3歳ほど上昇
男性 1975年 26.5歳→2005年 29.3歳
女性 1975年 24.3歳→2005年 27.3歳
- 合計特殊出生率※2
…人口を維持するために必要な水準である「2.08」を大幅に下回っている
1975年 1.96→2005年 1.45
※2：女性が一生の間に生む平均の子どもの数に相当

このままいくと30年後には…

- 30年後の人口は約30万人減って、92万人程度になり、県民生活に深刻な影響が懸念される

子どもや子育て家庭を 県民総ぐるみで応援します

県民の役割 【第5条】

- ◇県民の方々は、子育て支援の重要性についての関心と理解を深める
- ◇それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用して、子育て支援を行う

事業者の役割 【第7条】

- ◇事業者の方々は、仕事と家庭の両立ができるよう雇用環境を整備する



保護者の責務 【第6条】

- ◇保護者の方々は、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てる



子ども 子育て家庭

家庭の日 【第19条】

- ～毎月第3日曜日～
- ◇家庭が果たす役割の重要性について関心と理解を深め、家族のきずなを大切にする日を設ける

県の責務 【第4条】

- ◇県は、市町村と緊密に連携し、施策を総合的に行う

基本的施策 【第12条～第19条】

- ◇結婚、子育て支援の社会的気運の醸成
家庭が果たす役割と男女の協力の重要性について県民の方々の認識を深める
- ◇子どもを生み、育てる者の負担軽減、健康増進
交流の促進など多様な需要に対応した子育て支援を行うとともに、医療体制の充実等を行う
- ◇仕事と子育てとの両立の支援
子どもを生み育てる者の雇用が継続できる制度の普及、保育サービスの体制整備を行う
- ◇安心して生活を送ることができる環境の整備
子どもを生み育てる者に配慮した居住環境の整備、道路の整備、生活環境の整備を図る
- ◇若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備
県内における就業機会の確保、地域において能力を発揮できる環境の整備を図る
- ◇県民運動、家庭の日の普及・啓発
県民総ぐるみの県民運動の展開、家族のきずなを大切にする家庭の日を普及する



お互いさまの心

人と人が **お互いさまの心** を大切に
して助け合う行動が積み重なって、や
がて、山形らしい風土となって親から
子へと受け継がれていく



子どもは 社会の宝

県民運動 【第18条】

山形みんなが 子育て応援団

県民一人一人ができることから、子
どもや子育て家庭に対する応援活動を実践する

☆子育ての喜びや素晴らしさを共有する

☆子育ての負担感の軽減を図る